

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

名称	富山市病院事業局
代表者名	病院事業管理者 石田 陽一
所在地 連絡先	(住所) 富山市今泉北部町2番地1 (電話) 076-422-1112

2. 事業所の概要

事業所名	富山市立富山まちなか病院
事業所番号	1610119412
所在地 連絡先	(住所) 富山市鹿島町二丁目2番29号 (電 話) 076-423-7727 (FAX) 076-421-3515
①指定を受けている サービスの種類	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 訪問看護・介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
②指定番号	0119412
③サービス提供地域	富山市内

3. 事業の目的および運営方針

目的	要介護状態又は要支援状態にある利用者に対する適正な指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の提供
運営方針	病院の医師等は、利用者の心身の特性および置かれている環境などを踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、日常生活の自立と質の向上が図られるよう、療養上の管理、指導等の支援を行います。 また、居宅療養管理指導等事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

4. 従業者の勤務体制

従業者の種類	人数	通常の勤務体制
医師	3人	午前8時30分～午後5時15分
薬剤師	1人	午前8時30分～午後5時15分
管理栄養士	1人	午前8時30分～午後5時15分

5. 診療日および診療時間

診療日	診療時間
月～金曜日	午前9時～午後5時

※休診日： 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)

6. サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

居宅療養管理指導の種類	内 容
	通院が困難な利用者に対して、医師が、利用者の居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る)並びに利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導および助言を行います。 管理栄養士にあつては、厚生労働大臣が定める特別食につき医師の指示せんに基づいて実技指導を行います。

ア 利用料

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)」に定められた額となります。介護保険適用の場合は、原則として次の料金表の利用料金の利用者負担割合に応じた額となります。

[料金表](令和6年6月1日時点)

居宅療養管理指導の種類		利用料金	利用者負担		
1、医師が行う居宅療養管理指導(月2回を限度)	対象者		1割負担	2割負担	3割負担
	単一建物居住者が1人	5,150円	515円	1,030円	1,545円
	単一建物居住者が2～9人	4,870円	487円	974円	1,461円
	単一建物居住者が10人以上	4,460円	446円	892円	1,338円
2、管理栄養士が行う居宅療養管理指導(月2回を限度)	単一建物居住者が1人	5,450円	545円	1,090円	1,635円
	単一建物居住者が2～9人	4,870円	487円	974円	1,461円
	単一建物居住者が10人以上	4,440円	444円	888円	1,332円

イ 交通費

居宅療養管理指導の提供に要する交通費は徴収しません。

7. 利用料等のお支払い方法

利用された月の支払いについては、翌月10日頃に請求書及び納入通知書を送付します。指定する期日までに、指定の金融機関にて納付してください。

8. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	
・窓口責任者	富山市立富山まちなか病院 内科外来 柿谷 雅美
・ご利用時間	午前9時～午後5時
・ご利用方法	電話 076-423-7727

9. 利用者の方へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を提示してください。

令和 年 月 日

所在地 富山市今泉北部町2番地1

事業所名称 富山市立富山まちなか病院

説明者 職氏名 _____

令和 年 月 日

住所

氏名

利用者家族 住所

氏名 (続柄)

代理人(選任した場合)

住所

氏名 (続柄)